

第 9 3 号議案

令和 8 年度長岡京市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 8 年度長岡京市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
アセットマネジメント 計画策定業務委託	令和 8 年度から 令和 1 0 年度まで	9 5 , 0 0 0 千円

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

予 算 に 関 す る 説 明 書
(第 1 号補正)
〈 法 定 付 属 書 類 〉

1 債務負担行為に関する調書

P 3

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務 発 生 （ 見 込 ） 額		当該年度以降の支払義務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内	
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	一 般 財 源
アセットマネジメント計画策定 業 務 委 託	95,000千円	—	—	令和8年度 ～ 令和10年度	95,000千円	—	95,000千円